



平成29年6月30日

## 第3期中期目標期間における指定国立大学法人の指定について

第3期中期目標期間における指定国立大学法人の指定についてとりまとめましたのでお知らせいたします。

### 1. 指定国立大学法人制度の概要

国立大学法人法の一部を改正する法律（平成28年法律第38号）により、我が国の大学における教育研究水準の向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を指定国立大学法人として指定することができることとするとともに、指定国立大学法人に関し、その研究成果を活用する事業者への出資、中期目標に関する特例等について定められました（別紙1）。

### 2. 指定の趣旨

指定国立大学法人は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していくことを求められ、社会や経済の発展に貢献する取組の具体的成果を積極的に発信し、国立大学改革の推進役としての役割を果たすことが期待されます。

指定は、優秀な人材を引きつけ、研究力の強化を図り、社会からの評価と支援を得るという好循環を実現する戦略性と実効性を持った取組を提示でき、かつ自らが定める期間の中で、確実な実行を行いうる大学に限定することとしました。そのため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していること、現在の人的・物的リソースの分析と今後想定される経済的・社会的環境の変化を踏まえ、大学の将来構想とその構想を実現するための道筋及び必要な期間を明確化することを申請の要件として公募を行いました（別紙2）。

### 3. 公募と申請状況

第3期中期目標期間の指定に関する公募は、平成28年11月30日から平成29年3月31日までの募集期間中に、以下の7法人から申請がありました。

- ・ 国立大学法人東北大学
- ・ 国立大学法人名古屋大学
- ・ 国立大学法人東京大学
- ・ 国立大学法人京都大学
- ・ 国立大学法人東京工業大学
- ・ 国立大学法人大阪大学
- ・ 国立大学法人一橋大学

#### 4. 審査体制及び経過

指定に向けた審査は、外国人を含む外部有識者からなる委員会（「国立大学法人評価委員会 国立大学法人分科会 指定国立大学法人部会」（別紙3））による書面審査、ヒアリング審査及び現地視察によって行いました。

平成28年11月30日

平成29年 3月31日

5月29日～6月2日

6月23日

各大学からの申請〆切

指定国立大学法人部会による

ヒアリング審査及び現地視察

指定国立大学法人部会の審査を終了

#### 5. 指定国立大学法人の指定

文部科学大臣は、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で、平成29年6月30日に以下の3法人を指定国立大学法人として指定しました。

- ・国立大学法人東北大学
- ・国立大学法人東京大学
- ・国立大学法人京都大学

また、指定した理由は以下のとおりです。

大学名	理由
東北大学	<p>我が国の中でも、教育研究の卓越性を誇る大学であり、自らの強みと弱みを的確に分析した上で、「材料分野」、「スピントロニクス」、「災害科学」、「未来型医療」という強い分野を確実に伸ばし、段階的に新分野を育てる戦略が明確となっている。</p> <p>災害科学の取組は、世界の防災・減災に重要な学問分野であり、その推進が期待される。</p> <p>アンダー・ワン・ルーフ型産学連携拠点の構築により、産業界からの投資の拡大や産学連携の一層の推進が期待される。</p> <p>財務基盤の強化について、明確な目標設定がなされている。我が国内外の同窓会を中心とした同窓生との関係性の構築を含め、社会の支援を得られる仕組みの構築が期待される。</p>
東京大学	<p>我が国の中でも、教育研究の卓越性を誇る大学であり、我が国のシンクタンクとしての機能のみならず世界が抱える課題に果敢に挑戦する使命があり、その取組が進められることが期待される。また、その使命と役割を国内外に積極的に発信し、社会的理解を得ていくことが期待される。</p> <p>学内インスティテューショナル・リサーチについて、整えられた仕組みを活用した取組の一層の推進が期待される。</p> <p>財務基盤の強化について、明確な目標設定がなされている。大学が保有する資産の有効活用を通じた取組の推進及び社会の支援を得られる仕組みの構築が期待される。</p>

京都大学	<p>我が国の中でも、教育研究の卓越性を誇る大学であり、自らの強みと弱みを的確に分析した上で、改善すべき観点を明確にし、説得力のある戦略を策定している。</p> <p>学問分野の卓越性の伸長の取組が明確にされており、特に我が国の人文社会科学を牽引することが期待される。</p> <p>プロボスト制の導入により、若手教職員を含む学内の多様な意見を吸い上げた議論をし、将来構想の不断の見直しを進めることが期待される。</p> <p>財務基盤の強化について、明確な目標設定がなされている。我が国内外の同窓会を中心とした同窓生との関係性の構築を含め、社会の支援を得られる仕組みの構築が期待される。</p>
------	--

## 6. 「指定候補」としての取扱い

以下の4法人については、将来の指定に向けた「指定候補」として取り扱うこととし、今回の審査における指定国立大学法人部会での意見や指摘等を伝えた上で、引き続き、各法人において構想の充実・高度化を図るよう要請します。条件が整った場合には、平成29年度末を目途に再度の審査を予定しています（結果は別途お知らせします）。

- ・ 国立大学法人東京工業大学
- ・ 国立大学法人一橋大学
- ・ 国立大学法人名古屋大学
- ・ 国立大学法人大阪大学

## 7. 国立大学法人評価委員会 国立大学法人分科会 指定国立大学法人部会 佐々木 毅部会長のコメント

指定国立大学法人の審査にあたっては、申請をした各大学から、積極的かつ戦略的な構想をご提出いただきました。各大学が一丸となって、取り組んでいただいたことに、心から敬意を表したいと思っております。

今回の審査にあたっては、外国人委員を含む12名の体制で、書面審査、ヒアリング及び現地視察をさせていただきました。

どの大学も我が国の高等教育を牽引する国立大学であります。この構想の実現が、それぞれの大学が我が国社会、ひいては国際社会にとって更なる貢献が可能な大学へと進化していくものと期待しています。

なお、審査の過程で、国立大学の財務基盤について、競争力を有する世界の大学と比べ、非常に脆弱であるという懸念が多くの委員から示されました。また、我が国の国立大学は構成員のダイバーシティに関する課題が繰り返し指摘されました。財務基盤に関しては、公的な支援の拡充と、経済界や個人からの寄附を含めた社会からの幅広い支援の大幅な増加に期待するとともに、政府に対しては、公的な支援の拡充と大学に関する寄附が促進される税制改正を含めた環境の醸成を図っていくことを強く要請したいと考えています。

この指定国立大学法人の仕組みが、我が国の高等教育や国立大学の在り方に新しい刺

激をもたらし、我が国の高等教育の牽引役となることを期待しています。

## 8. 今後のスケジュール等

指定国立大学法人の構想内容については、各大学から、詳細の説明をさせていただきますので、各大学の下記担当へお問い合わせください（構想の概要は別紙4）。また、後日、文部科学大臣から各大学へ指定書を交付する予定です。（日程は調整の上で別途お知らせします。）

なお、今回の指定は、第3期中期目標期間（平成28年度～平成33年度）に係るものです。第4期中期目標期間以降の指定に関しては、しかるべき時期に改めて検討し実施する予定です。

また、部会での審査を通じて、我が国の国立大学が世界の有力大学と伍していくためには、抜本的な財務基盤の強化とダイバーシティの確保を含めた優秀な人材の確保が必要であるという意見が強く表明されました。

文部科学省では、「指定」した法人については構想の内容を進めるために要望されている更なる規制緩和を進めるための議論を開始するとともに、「指定候補」とされた法人については、指摘された課題について、大学関係者と産業界の関係者とともに、具体的な取組の議論をする場を設定し、国立大学改革をさらに進めてまいります。

### <担当>

高等教育局国立大学法人支援課

国立大学戦略室長：石橋 晶（内線 2046）

専門官：浦田 晴香（内線 3796）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-3796（直通）

### <各国立大学法人担当>

東北大学総長室

電話：022-217-5009

東京大学本部広報課

電話：03-5841-2031

京都大学総務部広報課広報企画掛

電話：075-753-2071・2070

## 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抜粋）

（指定国立大学法人の指定）

第三十四条の四 文部科学大臣は、国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により、指定国立大学法人として指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、指定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 4 文部科学大臣は、指定国立大学法人について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定国立大学法人について指定を取り消すものとする。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

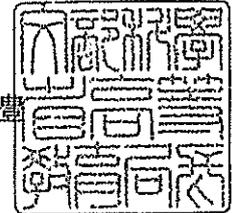




28文科高第791号  
平成28年11月30日

各 国 立 大 学 法 人 学 長 殿

文部科学省高等教育局長  
常 盤



(印影印刷)

### 第3期中期目標期間における指定国立大学法人の公募について（通知）

国立大学法人法の一部を改正する法律（平成28年法律第38号）により創設される指定国立大学法人制度に関し、このたび、標記のことについて、別添「第3期中期目標期間における指定国立大学法人の指定に関する公募要領」により行うこととしましたので、お知らせします。

ついては、指定国立大学法人としての指定を希望される場合は、本制度の趣旨等にも十分御留意の上、別添に基づき、必要な調書等を作成し、申請されるようお願いいたします。

## 第3期中期目標期間における指定国立大学法人の指定に関する公募要領

### 1. 指定の背景及び目的

大学は、我が国の成長を支える「知」の創出と人材育成を担うべきものです。特に国立大学においては、その設置形態、歴史的経緯と蓄積に鑑み、世界の大学がそれぞれの国と世界を支えるために展開している新しい価値創造の在り方を踏まえた上で、国際競争と国際協調の観点から、我が国のみならず世界が抱える課題に真摯に向き合い、新たな社会・経済システム等の提案が可能な国立大学へと更なる変革を進めていくことが求められています。また、その成果を社会に還元することを通じて、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成することにより、「知の創出機能」を持続的に発展させていくことにつながります。

これらの「知」の創出の場面においては、人文・社会・自然科学の各分野におけるそれぞれの強みが発揮されることも重要ですが、今日、学術及び社会が急速に高度化する中で、分野融合や新領域開拓による新たな価値創造と、それを生かした人材育成が要となります。

とりわけ、世界最高水準の卓越した教育研究活動を展開し国際的な拠点となる国立大学が、組織全体でこうした課題に取り組むことにより、国際的な研究・人材育成及び知の協創拠点として、当該大学の研究力、人材育成力の強化につながるとともに、我が国の成長とイノベーションの創出につながるものです。

以上のミッションを背負う大学については、「指定国立大学法人」として文部科学大臣が指定をし、大学自らのイニシアティブの中で、高等教育全体とその改革を牽引し、以下の役割を果たしていくことを期待します。

### 2. 指定に当たっての考え方

指定に当たっては、優秀な人材を引きつけ、研究力の強化を図り、社会からの評価と支援を得るという好循環を実現する戦略性と実効性を持った取組を提示でき、かつ自らが定める期間の中で、確実な実行を行いうる大学に限り指定することとします。指定国立大学法人に申請する大学は、現在の人的・物的リソースの分析と、今後想定される経済的・社会的環境の変化を踏まえ、大学の将来構想とその構想を実現するための道筋及び必要な期間を明確化することが求められます。また、指定された大学には、社会や経済の発展に与えた影響と取組の具体的成果を積極的に発信し、国立大学改革の推進役とし

での役割を果たすことが期待されます。

### 3. 指定国立大学法人の指定に係る申請要件

指定国立大学法人に申請する大学は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していくことを求めることとされています。このため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していることを確認することとし、それぞれの領域において別紙に示す要件を満たしていることを申請の要件とします。また、申請要件において確認した各大学の現状については審査においても活用します。

### 4. 指定国立大学法人の構想における審査の対象となる観点

#### (1) 目標を設定する前提となる自己分析及び現状に対する自己評価

当該大学の強みや特色等をどのように把握し、何を伸ばさせようとし、何を改善しようとしているのかが整理されているかを確認します。

#### (2) 目標設定

海外大学における具体的な取組や、海外大学の研究分野別の状況などを踏まえたベンチマークを活用し、目標を設定します。この点を踏まえて、以下を確認します。

- 分野融合や新たな学問分野の創出を含め、教育及び研究の卓越性に関して、「国際的な研究・人材育成拠点」となるための意欲的かつ戦略的な目標が設定されているか。
- 世界及び我が国が抱える課題に対応するため、社会・経済に関する新たなシステムの変革への貢献に関して、意欲的かつ戦略的な目標が設定されているか。

#### (3) 備えるべき要素

以下の6点について、必要な取組や目標設定がなされているかを確認します。

- **人材育成・獲得**：優秀な教員や学生を獲得するために必要な取組及び目標が設定されているか。優れた人材育成を行うために必要な取組及び目標が設定されているか。その際、優秀な博士課程学生の獲得及び育成のために、卓越した大学院を形成することを検討している場合には、その内容を

含むことも可能。

- **研究力強化**：分野融合や新たな学問分野の創出を含めて研究力を強化し、国内外からの求心力を高め、強力な拠点（ハブ）を形成するために必要な取組及び目標が設定されているか。
- **国際協働**：海外大学や海外機関等との連携により、自らの教育研究分野の伸長や、海外への協力・貢献を行うために必要な取組及び目標が設定されているか。
- **社会との連携**：本格的な産学連携を含めて教育及び研究の成果を社会に還元するために必要な取組及び目標が設定されているか。産学連携の取組及び目標については、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の内容を踏まえたものになっているか。
- **ガバナンスの強化**：目標及び上記の取組を実行するための取組や、人材育成を含めた組織体制の整備、経営上の工夫が設定されているか。
- **財務基盤の強化**：目標及び上記の取組を実行するために必要な財源の特定及び確保ができているか。  
(スタートアップ経費が措置された場合を想定して、それも合わせて財源とする構想にすることも可能です。)

#### (4) 海外大学のベンチマーク

上記の目標設定及び取組の設定にあたっては、当該大学が参考とすべき海外大学の取組や特徴が特定され、その海外大学が掲げる目標や行っている取組を踏まえたものになっているかを確認します。

#### (5) 現時点では認められていない規制緩和が行われた場合に追加的に行うことが想定される取組

指定国立大学法人の構想を策定するにあたり、現時点では認められていない規制緩和が行われた場合、さらに進めることが可能な取組が想定される場合は、さらなる規制緩和の内容と想定される取組の内容を併せて提言してください。

## 5. 選定方法等

### (1) 審査手順

指定国立大学法人を指定するための審査は、国立大学法人評価委員会に設置する指定国立大学法人部会において行い、文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴いて指定を行います。

審査は、提出された申請書類による「書面審査」、「ヒアリング審査」及び「現地視察」により行います。

なお、本審査に係るヒアリング審査及び現地視察は、概ね5月～6月頃に行われる予定です。指定結果の通知は夏頃に行う予定です。

### (2) 指定国立大学法人部会による意見等

指定にあたっては、ヒアリング審査の際に指定国立大学法人部会の委員との意見交換を行っていただく中で構想の改善のための意見をお伝えしたり、指定する際の条件として構想の改善を求めたりする必要があることを申し添えます。

## 6. 中期目標・中期計画の変更及び評価

4. に掲げる目標、備えるべき要素については、第3期中期目標期間終了時における到達水準や到達すべき状態を中期目標及び中期計画に盛り込む必要があるため、本指定への申請と併せて、中期目標及び中期計画の変更案を提出してください。指定された指定国立大学法人は、これまでと同様、国立大学法人評価委員会で行われてきた年度評価及び中期目標期間評価の対象となりますが、指定国立大学法人としての目標や取組に係る中期目標及び中期計画については、国立大学法人評価委員会において、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」として認定されることにより、中期目標及び中期計画に対する達成状況のみでなく、プロセスや取組の内容・成果についても併せて評価されることが考えられます。

## 7. 提出書類

本指定への申請は、文部科学省への申請書類を紙及び電子ファイル（PDF以外の形式）により提出することが必要です。詳細は以下のとおりです。

### (1) 申請書類

申請にあたっては、指定国立大学法人制度の趣旨を十分に踏まえて、指定国立大学法人構想調書を含む以下の申請書類を所定の様式で作成し、大学の設置者から文部科学大臣宛に公文書により申請してください。なお、中期目標・中期計画の変更案については、提出すべき様式を後日お送りします。

- ・ 構想調書：本体（A4 15枚以内）
  - ・ 構想調書：要約版
  - ・ 中期目標・中期計画の変更案
  - ・ ヒアリング用資料（パワーポイント資料を想定）
- ※使用言語：日英

## （２）提出期限・提出先

提出期限：平成29年3月31日

※但し、ヒアリング用資料については、ヒアリングの日程と併せて後日提出期限をお知らせします。

提出先：文部科学省高等教育局国立大学法人支援課法規係

hojinka@mext.go.jp

## 8. 情報の公表について

法人名については、各法人からの申請の段階及び指定が行われた段階で公表します。構想については、中期目標・中期計画の変更という形で文部科学省公式ウェブサイトにおいて公表します。併せて、指定される国立大学法人については、指定の公表の段階において、公表用の構想の概要の提出を依頼しますので、予めご準備ください。

## 9. スケジュール

平成28年11月30日	公募開始
平成29年 3月31日	各大学からの申請〆切
4月～	国立大学法人評価委員会指定国立大学法人部会 における指定についての審査（5月以降にヒアリング審査及び現地視察）
夏頃	指定国立大学法人の指定

## 10. 問い合わせ先

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課 石橋，浦田，鈴木，高田，川崎  
電話：03-5253-4111（内3760）

## 申請要件

下記の＜研究力＞，＜社会との連携＞，＜国際協働＞の3つの領域において、それぞれ1つ以上の要件の国内10位以内に位置した国立大学法人であること。

## ＜研究力＞

- 科学研究費助成事業における分野単位※で2分野以上、2012～2016年度における新規採択件数の累計が国内10位以内。

※ 情報学，環境学，複合領域，総合人文社会，人文学，社会科学，総合理工，数物系科学，化学，工学，総合生物，生物学，農学，医歯薬学の14分野

**出典** 文部科学省 HP「平成28年度科学研究費助成事業の配分について」より

- Q値（論文に占めるトップ10%補正論文数の割合）（2009年～2013年）が国内10位以内。（参考値 10.9%以上）

**出典** 科学技術・学術政策研究所，調査資料-243，研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング2015（2015年12月）

## ＜社会との連携＞

- 経常収益に対する受託・共同研究収益の割合の2011～2015年度の平均値が国内10位以内。（参考値 9.0%以上）

**出典** 経常収益：各国立大学法人の財務諸表（平成23～27年度）より

受託・共同研究収益：各国立大学法人の財務諸表（平成23～27年度）より

- 経常収益に対する寄附金収益の割合の2011～2015年度の平均値が国内10位以内。（参考値 2.6%以上）

**出典** 経常収益：各国立大学法人の財務諸表（平成23～27年度）より

寄附金収益：各国立大学法人の財務諸表（平成23～27年度）より

- 経常収益に対する特許権実施等収入の割合の2010～2014年度の平均値が国内10位以内。（参考値 0.05%以上）

**出典** 経常収益：各国立大学法人の財務諸表（平成22～26年度）より

特許権実施等収入：文部科学省 HP「大学等における産学連携等実施状況について（平成22～26年度）」より

## ＜国際協働＞

- 国際共著論文比率の1999～2013年の平均値が国内10位以内。（参考値 25%以上）

**出典** 科学技術・学術政策研究所，調査資料-243，研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング2015（2015年12月）

- 2010～2014年の学部における全学生に占める留学生及び日本人派遣学生の割合の平均値が国内10位以内。(参考値 5.8%以上)

**出典** 学部における学生数：「学校基本調査(平成22～26年度)」

留学生数及び日本人派遣学生数：独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査(平成22～26年度)」・「協定等に基づく日本人学生留学状況調査(平成22～26年度)」より

- 2010～2014年の大学院における全学生に占める留学生及び日本人派遣学生の割合の平均値が国内10位以内。(参考値 23.5%以上)

**出典** 大学院における学生数：「学校基本調査(平成22～26年度)」

留学生数及び日本人派遣学生数：独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査(平成22～26年度)」・「協定等に基づく日本人学生留学状況調査(平成22～26年度)」より

※なお、以上のデータは文部科学省が把握している最新のデータに基づくものであるが、このデータでは参考値を超えない大学において、大学が保有する最新データに基づくと、参考値に相当するものがある場合は、12月末までに御連絡いただきたい。そのデータをもって指定国立大学法人部会に諮り、申請可能と認められた場合は、当該大学の申請を可能とする。

## 指定国立大学法人部会の設置について

平成28年10月13日  
国立大学法人評価委員会  
国立大学法人分科会決定

## 1. 趣旨

国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会（以下「分科会」という。）において、国立大学法人法第34条の4の規定に基づく、指定国立大学法人の指定等に係る審議を円滑に進めるため、国立大学法人評価委員会令第6条第1項の規定に基づき、分科会に「指定国立大学法人部会」を設置する。

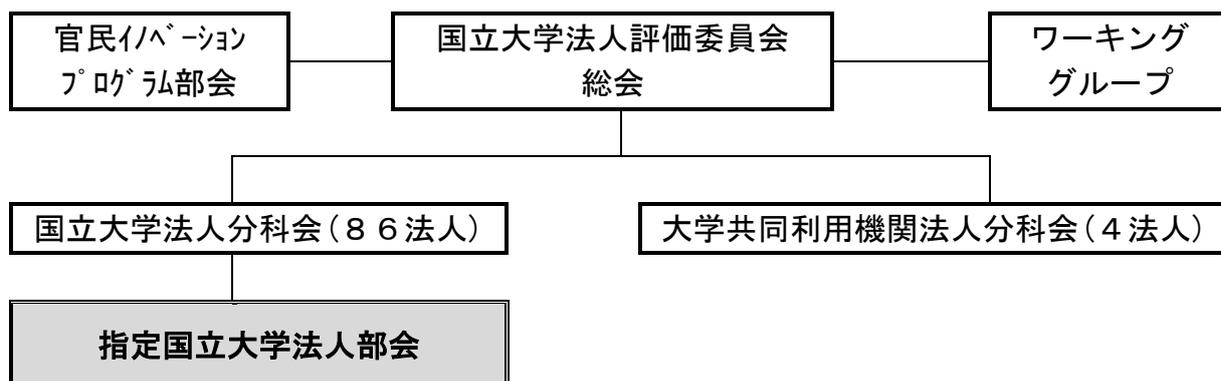
## 2. 所掌事務

- ・ 指定国立大学法人の指定に関すること（基準等の策定を含む）
- ・ 指定国立大学法人の指定の取消しに関すること
- ・ 上記の他、指定国立大学法人について指定国立大学法人部会で審議が必要な事項に関すること

## 3. 委員構成

大学の運営や教育研究に高い識見を有する者（外国人を含む）等により構成するものとし、分科会長が指名する。

（参考）国立大学法人評価委員会の構成



国立大学法人評価委員会  
国立大学法人分科会 指定国立大学法人部会 委員名簿  
National University Corporation Evaluation Committee  
Subcommittee for National University Corporations  
Working Group for Designated National University  
LIST OF MEMBERS

【委員】 3名

大滝 義博 株式会社バイオフィロンティアパートナーズ代表取締役社長  
OHTAKI, Yoshihiro

北野 宏明 株式会社ユニコンピュターサイエンス研究所代表取締役社長・所長  
KITANO, Hiroaki

鈴木 雅子 株式会社ベネフィット・ワン取締役副社長  
SUZUKI, Masako

【臨時委員】 6名

グィーツォレック, イリス 株式会社IRIS科学・技術経営研究所代表取締役社長  
WIECZOREK, Iris

酒井 重人 グッゲンハイムパートナーズ株式会社代表取締役  
SAKAI, Atsuhito

佐々木 毅 国土緑化推進機構理事長  
SASAKI, Takeshi

白井 克彦 早稲田大学名誉顧問  
SHIRAI, Katsuhiko

須藤 亮 株式会社東芝技術シニアフェロー  
SUDO, Akira

平野 眞一 上海交通大学致遠講席教授・学長特別顧問・平野材料創新研究所所長  
HIRANO, Shin-ichi

【専門委員】 3名

小安 重夫 理化学研究所理事  
KOYASU, Shigeo

バージノー, ロバート カリフォルニア大学バークレー校名誉学長・教授  
BIRGENEAU, Robert

シュミッツ, ベンノ イェール大学名誉学長  
SCHMIDT, Benno

(平成29年5月18日現在)  
(As of May 18, 2017)

# 指定国立大学法人としての東北大学の将来構想

世界から尊敬される三十傑大学を目指して

## 創造と変革を先導する大学

絶えざる卓越した教育研究による  
知の創造

社会・経済の変革を先導

### 人材育成

国際共同大学院を中心とした特色ある学位プログラムの提供

- ① 学際・国際・産学共創を理念とする学位プログラム群の展開及び「東北大学高等大学院」への発展
- ② 「国際共同大学院」をはじめとした魅力ある学位プログラムの拡充により優秀な学生を世界から獲得
- ③ 大学院学生に対する本学独自の経済的支援制度の拡充・強化

### 大学経営革新

先進的なアカデミックガバナンスを基盤としたさらなる機能強化

- ① 総長補佐体制の強化（プロポスト制度の導入など）、全学機構改革
- ② 戦略的な産学連携経費の創出、国立大学最大の戦略的供用可能スペース・施設を活用した財政基盤の強化
- ③ 国立大学最大規模の総長裁量経費を活用した重点施策の加速的推進

### 研究力強化

世界トップレベル研究拠点の形成

- ① 「高等研究機構」を頂点とした「研究イノベーションシステム」の構築
- ② 材料科学、スピントロニクス、未来型医療、災害科学の4領域における世界トップレベル研究拠点の形成
- ③ 総長のリーダーシップにより「高等研究機構」に本学独自の若手研究者育成システムを構築（200人体制）

### 社会との連携

イノベーションを先導する世界的産学連携研究開発拠点の構築

- ① 産学連携機能の抜本的強化による東北大学発イノベーションの加速
- ② 青葉山新キャンパスにおける産学共創と課題解決型研究の推進
- ③ 急成長するライフサイエンス分野における産学共創の戦略的推進

課題・要請

国際的プレゼンスの抜本的向上

社会からの要請に応える大学機能強化

## 東北大学のこれまでの取組

### 研究推進

- ・学際科学フロンティア研究所創設
- ・世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI-AIMR）
- ・国内大学初の本格的な訪問滞在型研究プログラム「知のフォーラム」
- ・革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）
- ・東北メディカル・メガバンク機構創設
- ・災害科学国際研究所創設

### 教養教育改革

- ・高度教養教育・学生支援機構創設

### 大学院改革

- ・21COE、GCOE、博士課程教育リディングプログラムなど
- ・学際高等研究教育院（120名支援）

### 国際化

- ・大学間交流協定（35か国・207機関）
- ・国内最大規模の国際混住型学生寄宿舍（ユニバーシティ・ハウス）整備

### 教育国際化

- ・グローバル30（国際学位コース）
- ・グローバル人材育成推進事業
- ・スーパーグローバル大学創成支援

### 博士キャリアパス支援

- ・イノベーション創発塾

### 多様な人材登用・戦略的な人事

- ・外国人雇用促進経費
- ・女性研究者支援事業
- ・リサーチプロフェッサー制度など

研究 第一

門 戸 開 放

実 学 尊 重

建 学 （1907年） 以 来 の 3 つ の 精 神

# 地球と人類社会の未来に貢献する 「知の協創の世界拠点」の形成

## 未来ビジョンの共有

### 個を活かし、人類全体が調和的に発展する社会

スマート化による社会産業のパラダイムシフトを加速し、世界に先がけて **Society 5.0** を実現  
大学が知・技・人のハブとなり、**知識集約型**への社会変革の起点となる

- 多様性の尊重
- インクルーシブ、総活躍社会
- SDGs の達成と経済成長の両立
- World Economic Forum や国連大学との連携強化



## アクションターゲット

- 学術未来資産形成: 若手登用促進、国際卓越大学院 (WINGS)
- 国際求心力: 大型国際共同研究施設、国際卓越研究拠点
- 知の発信: 人文知、データ活用型社会の学理
- 総合知の活用: 1) 健康・長寿、2) エネルギー・環境、3) 経済格差・ジェンダー平等
- 公共財としての大学を支える新しい経営モデルの提示

## 次の70年へ (UTokyo 3.0) 未来社会協創推進本部を司令塔とした 運営から経営への転換

### 財源構築 (第3期に100億円以上)

- 経営改善: 人・金・スペースの透明化による効率化と土地の有効活用
- 財源多様化: 評価性資産による収入確保、寄附文化醸成、新株予約権受入

## 成果の発信 (国際的視点からの評価・点検)

### 進捗確認 & 評価

Institutional Research による客観的データに基づき、達成状況をエビデンスベースで測定

### 有識者による外部評価

- 経営協議会
- 東京大学産学連携協議会
- 東大・経団連ベンチャー協創会議
- UTokyo Global Advisory Board
- IARU (International Alliance of Research Universities)



## 戦略的先行投資

- 人材・教育: 300以上の若手研究者ポスト確保、学生の国際総合力強化 (年4億円投資)
- 研究: 国際的著名研究者招聘、優秀若手研究者海外派遣
- 社会連携: プロデューズ機能強化、フィードバック型政策協創プログラム
- 運営: 事務職員のプロフェッショナル化、シニア人材活用



東京大学スポーツ先端科学研究拠点  
(2016.5開設)

## 価値の創造

### 産学協創による社会・産業の変革

- CSVやESG指数による投資指標とのリンクによりSDGsを企業経営戦略へ
- **ベンチャー育成:** 起業家教育、カーブアウト支援
- **インキュベーション機能強化:** 本郷・柏・駒場十目白台に施設増、計1ヘクター (日本最大級)
- **つくば-柏-本郷イノベーションコリドー**
- **産学連携ニーズ対応型実践的リカレント教育**
- **ファンドオブファンズ:** VCを鍛え、死角のないエコシステムを構築



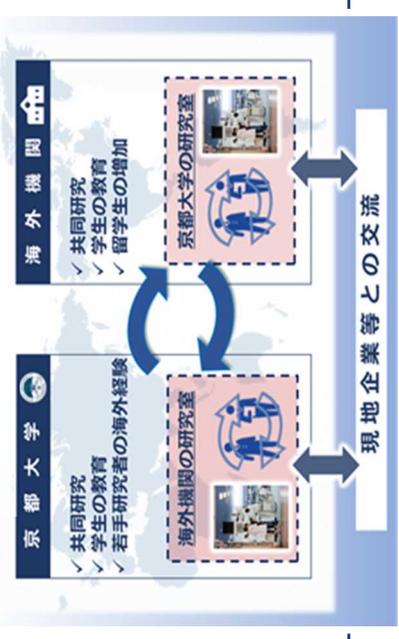
# 京都大学 指定国立大学法人構想概要

京大 基本理念  
創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献する

## 新たな知の創造・イノベーションの確立・未来社会への指針を示すための取組を実行

### 柔軟かつダイナミックな体制による知の創造

- 複数の領域で世界の最先端研究をリード
  - 融合領域の新規開拓、強い分野の国際展開
- 1 世界を先導する最先端研究の推進**
    - 1) 再生医療と先端医学研究**
      - ・ 人々の健康と超高齢社会における医学医療の未来創成に貢献
    - 2) 化学と生命科学の融合**
      - ・ 広範な領域で新しい学術分野の開拓
    - 3) 高等研究院**
      - ・ 卓越した研究者の英知が結集する国際研究ハブ
  - 2 On-site Laboratory**
    - ・ 海外の大学や研究機関等との協働による現地運営型研究室(下図:イメージ)



### 高度で多様な頭脳循環の形成

- 教育の一層の国際化
  - 多様な人材の育成・輩出、優秀な人材獲得
- 1 吉田カレッジ (仮称)**
    - ・ 国内外の学生に開かれた国際学部教育プログラム
  - 2 卓越大学院 (仮称) プログラムによる博士人材 (「知のプロフェッショナル」) の育成**
  - 3 GST(Graduate Student Training)センター (仮称)**
    - ・ 大学院生の教育研究能力向上のための全学研修体制の構築
  - 4 留学生リクルーティングオフィス (仮称)**
    - ・ 優秀な留学生の戦略的獲得の推進
  - 5 大学院生・留学生への各種施策の展開**
- 研究者対象
- 1 白眉プロジェクト**
    - ・ 学術領域を問わず世界中から優秀な若手研究者を獲得
  - 2 若手教員数の増加**
    - ・ 第4期中期目標期間内に定員内若手教員比率を30%に引き上げ

### 新たな社会貢献を目指して

- 産官学連携活動を推進する体制の構築
  - これまでの学術的成果を背景とした現代世界の諸課題解決への貢献
- 産官学連携
- 1 産官学連携の新しい「京大モデル」の構築**
    - ・ 大学出資による機能別事業子会社の設立・運営
      - ① 総研機能 (コンサルディング・シンクタンク事業等)
      - ② 技術移転機能
      - ③ ベンチャー支援機能
    - ・ ホールディング・カンパニー (持ち株会社) の設立を志向
  - 2 既存の枠組みにとらわれない産官学連携の促進**
    - ・ 「組織」対「組織」による共同研究スキームをより一層推進
- 社会への貢献
- 1 日ASEANの協力関係のより一層の推進**
    - ・ 包括的な学術・科学技術協力の推進により、「持続可能な開発」に貢献
  - 2 人文・社会科学の未来形の発信**
    - ・ 国際化の推進、文理融合による新学術領域の創成

### 世界に伍する京大流大学運営

- 大学独自の戦略的活動を支える安定的な自己財源の必要性
- 1 京大版プロボストと企画調整会議 (カウンシル) (仮称)**
    - ・ 執行部と部局・学系間との密接な連携調整のもと企画・戦略立案
  - 2 国際的視野によるエビデンスベースの大学運営 (国際戦略本部 IR, URA)**
- ガバナンスの強化
- 1 自己収入の拡大**
- 財務基盤の強化
- 1 寄附金**
  - 2 社会人学習プログラム**
  - 3 資産の有効活用**
  - 2 収益事業の展開**

- 大学独自の戦略的活動を支える安定的な自己財源の必要性